4　第八条第一項の企画官（前項に規定するものを除く。）のうち二人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。	4　本府に置かれる企画官（前項に規定するものを除く。）のうち二人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。
5　［略］	5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十年九月三日から施行する。

○内閣府令第四十二号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第八項、第二十八条第五項、第二十九条第八項及び第三十条第五項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（令第四条第一項第二号及び第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法）	
第二十二条の二　市町村民税所得割合算額（令第四条第一項第二号及び第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。	［条を加える。］
2　市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。	
（準用）	
第二十四条　第十七条の規定は法第二十八条第一項第二号の内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間について、第十九条の規定は特例施設型給付費（法第二十八条第一項第一号に係るものを除く。）の支給について、第二十二条の二の規定は令第六条第一項第二号及び第七条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定について準用する。この場合において、第十七条の規定中「認定こども園」とあるのは「保育所」と読み替えるものとする。	（準用） **第二十四条**　第十七条の規定は法第二十八条第一項第二号の内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間について、第十九条の規定は特例施設型給付費（法第二十八条第一項第一号に係るものを除く。）の支給について、準用する。この場合において、第十七条の規定中「認定こども園」とあるのは「保育所」と読み替えるものとする。
（準用） **第二十六条の二**　第二十二条の二の規定は、令第九条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定について準用する。	［条を加える。］